

令和 7 年度
高知県森林境界明確化支援委託業務
第 1 号（土佐清水市）

特記仕様書
(案)

高 知 県

令和 7 年 5 月

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、高知県（以下「発注者」という）が委託するリモートセンシング技術を用いた森林境界明確化支援委託業務（以下「本業務」という）に適用するものである。

(目 的)

第2条 平成28年5月の森林法の一部改正において、森林所有者や境界の明確化に向けた取り組みの一つとして、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設された。さらに、森林経営管理法の施行により森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による市町村が主体となった森林の経営管理が進められているところである。その中で、林地台帳および地図の精度向上は喫緊の課題となっている。

本業務は、リモートセンシング技術の活用によって、境界明確化事業や国土調査の基礎資料として利用を期待する「森林境界推定図」を作成し、市町村が行う森林経営管理事業、林業事業者が行う施業集約化の取り組みの推進を図ることを目的とする。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備	1 式
(2) 資料収集整理	1 式
(3) 小字界の作成及び公図の仮配置	1 式
(4) 森林境界推定図の作成	1 式
(5) 各種照合	1 式
(6) 公図配置および登記簿地積の検証	1 式
(7) 成果品作成	1 式
(8) 成果説明の実施	1 式
(9) 報告書作成	1 式
(10) 打合せ	1 式

(準拠法令等)

第4条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林法
- (2) 森林法施行令
- (3) 森林法施行規則
- (4) 測量法
- (5) 測量法施行令

- (6) 測量法施行規則
- (7) 国土交通省公共測量作業規程の準則
- (8) 林野庁測定規程
- (9) 地理空間情報活用推進基本法
- (10) 個人情報の保護に関する法律
- (11) 森林経営管理法
- (12) 森林経営管理法施行令
- (13) 森林経営管理法施行規則
- (14) 森林経営管理制度に係る事務の手引
- (15) 地籍調査作業規程準則
- (16) リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル
- (17) 航測法を用いた地籍調査の手引
- (18) 不動産登記法
- (19) その他関係法令など

※関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用する。

ただし、発注者の承諾を得た場合又は指示を受けた場合は、この限りではない。

(業務指示)

第5条 本業務を実施するにあたり、受注者は当該契約に基づき発注者と綿密な連絡を取り、その指示を受けなければならない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本業務における技術者として、次の者を配置しなければならない。

(1) 業務責任者

- ・ G I Sを利用した土地境界の確定・推定に関する実務経験を有するもの

(業務計画)

第7条 業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、着手届、工程表並びに本業務を統括する者を管理技術者として専任し、発注者に提出しなければならない。

(関係官公署への手続き等)

第8条 受注者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、発注者と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

(作業状況の報告)

第9条 受注者は、本業務の各工程が終了する毎に、作業状況及び作業内容を報告し、次の工程に進むものとする。

(諸事故の処理)

第10条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

(成果品の検査)

第11条 受注者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を準備し、業務技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

(成果品の帰属)

第12条 本業務における成果品の帰属は、すべて発注者とする。受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(損害賠償及び瑕疵担保)

第13条 受注者は、業務完了後といえども、受注者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なお、これに要する経費は、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第14条 受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。

2 本業務が完了した後、又は契約が解除された後においても、同様に以下の事項を遵守するものとする。

(1) 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

(2) パソコン等使用時の措置

① パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードにより業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

② 入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。

(3) 個人情報等の保管方法

発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。

(4) 個人情報等の受け渡し

個人情報等の移動は、安全及び確実な方法で行うこと。

(5)業務従業者の教育・指導

本業務を履行するにあたり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、受注者は業務従事者の教育及び指導を徹底すること。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、ISO/IEC27001（以下、「ISO27001」とする。）及び JISQ15001 の認証取得事業者であることとし、貸与資料、納入成果（中間成果物を含む）等における個人情報に関わるデータの取扱にあたっては、ISO27001 の認証基準及び JISQ15001 認定基準に従い、情報漏洩がないよう対策を講じることとする。なお、受注者は、登録証明として、業務着手時に ISO27001 認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとする。

(疑義)

第16条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(納期)

第17条 本業務の納期は、令和8年2月27日とする。なお、納期内であっても本業務の内完成した成果品については提出を求める場合がある。

(納入場所)

第18条 本業務における成果品の納入場所は高知県とする。

第2章 業務範囲

(業務対象)

第19条 本業務の対象範囲（以下「調査区域」という）は以下のとおりとする。

(1) 数量（調査区域）

1 式（土佐清水市 上野地区及び横道地区のうち、400ha 程度）

※1 上野地区と横道地区は隣接している。

※2 上野地区の優先実施を想定している。

(2) 調査区域の概略 ※参考情報

上野地区 登記簿上の地積計 1,098ha 筆数 4,363 筆

（うち地籍調査済み 317ha 筆数 80 筆）

横道地区 登記簿上の地積計 357ha 筆数 688 筆

第3章 業務内容

(計画準備)

第20条 受注者は、本業務を実施するにあたり、実施計画書および工程表を作成し、発注者の承認を得るものとする。

- 2 業務の実施中に、作業要領などが変更となった場合には、実施計画書を適宜修正するとともに発注者の承認を得るものとする。

(資料収集整理)

第21条 本業務を遂行するにあたり、発注者は受注者に次の各号に掲げる資料を貸与するものとする。また、市町村保有分については市町村と協議の上で貸与をする。受注者は貸与資料の取り扱いについて十分に注意し、破損、汚損のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。

【県保有】

- (1) 平成30年度航空レーザ測量解析成果品
微地形表現図（赤色立体地図、CS立体図）
傾斜区分図
レーザ林相図
- (2) 森林基本図・森林計画図・森林簿
- (3) 航空写真（1966年 県全域）※以降は部分的に年度違いで保有。該当あれば利用可能。

【市町村保有】

- (4) 林地台帳地図
- (5) 字図

【別途収集】

- (6) 法務局地図（公図、データ、登記簿データ）※H28、R6は県保有データ利用可能。
- (7) その他必要と判断されるもの

(小字界の作成および公図の仮配置図)

第22条 字図を利用して、背景地図上に小字界および小字名称を作成するものとする。

- 2 小字界については面データとし属性情報は小字コード、小字名称とする。
- 3 公図の仮配置には、前段の小字界およびオルソ画像ならびに微地形表現図などを利用して、小字単位でおおむねの公図の仮配置するものとする。

(森林境界推定図の作成)

第23条 前条で仮配置した公図および各種リモートセンシングデータを参照して、地理情報システム（GIS）を利用して境界および地番を編集するものとする。このとき、現地確認や森林所有者との調整は想定しない。

2 森林境界推定図の作成は、次の項目に留意するものとする。

- (1) 境界は、所有者界ではなく筆界で編集する。
- (2) 調査区域の隣接部に地籍調査事業、境界明確化事業ならびに国有林の状況などを確認する。
- (3) 境界の位置および形状は等高線、微地形表現図の尾根線・谷線ならびに林道、作業道、耕地界、樹種界、樹高界などを基に編集する。
- (4) 地積測量図が存在する筆は、地積測量図を優先して配置する。

(各種照合)

第24条 前条までに作成した森林境界推定図に対して公図・登記情報と照合し、不一致一覧表として発注者に提出および説明し、不一致の状況および検証結果について発注者の了解を得るものとする。

不一致の区分項目は、以下一覧表のとおりとする。

- (1) 森林境界推定案にあつて登記に無い地番
- (2) 登記にあつて森林境界推定案に無い地番
- (3) 重複する地番
- (4) 無番地

(公図配置および登記簿地積の検証)

第25条 公図の筆の隣接関係および登記簿の地積について、森林境界推定図と比較を行い、検証を実施する。検証を行う項目は以下のとおりとする。

- (1) 公図の筆の隣接関係と森林境界推定案の筆の隣接関係の検証結果を図面で可視化した公図配置検証図の作成を行う。本項目は、不動産登記法 123 条 1 号「筆界の定義」に基づく検証を行うが、表題登記の無い土地同士の隣接についても併せて検証する。

【検証項目】

- (ア) 公図に対して森林境界推定案で既存の境界を正確に復元していること。
- (イ) 公図に対して森林境界推定案で新たな境界を創設していないこと。
- (ウ) 公図に対して森林境界推定案で新たな筆を創設していないこと。
- (2) 登記簿地積と森林境界推定図の図形面積の割合を可視化した登記簿地積検証図の作成するものとする。

(成果品作成)

第26条 受注者は、本業務で整備する各種データを納品用の成果品としてとりまとめるものとする。作成した森林境界推測図については、表 1 に示すデータ定義に則り取りまとめるものとする。

また、森林境界推測図及び貸与する各種データは、本業務で作成する QGIS プロジェクトファイル形式に取りまとめるものとし、凡例は表 2 に準じたものとする。

データ形式：SHAPE	属性名称	タイプ	長さ、 全桁数等	備考
ポリライン	flg	Short	2	
ポイント・ポリゴン	大字	String	50	
	小字	String	50	
	法務局地番	String	254	
	地番	String	254	
	登記地目	String	254	
	登記地積	String	254	
	登記名義人	String	254	
	所在	String	254	
	管理番号	String	254	
	ZKK	String	254	対象図郭を記載
	FLG	Short	2	該当番号を記載(※)

表 1 境界推定図のデータ定義

	1. 14条地図、地積測量図(公共)、国有林
	2. 地積測量図(任意)
	3. 地積測量図(三斜)
	4. 微地形表現図
	5. 林相識別図
	6. 空中写真
	7. 旧空中写真
	8. 現地精通者へのヒアリング
	9. 土地所有者等へのヒアリング
	10. 現地測量結果
	11. 境界不明
	12. 公園
	13. 残地
	14. その他境界資料
	15. 同意済
	16. 未取得
	17. 未取得(本業務対象外)

表 2 凡例

(成果説明の実施)

第27条 受注者は、発注者の指示を受けて、発注者が指定する相手方（市町村林務担当課及び森林組合を想定）に対し、前条までに作成した QGIS プロジェクトファイルを用いて、森林境界推定図の取り扱いの説明を行うものとする。

(報告書作成)

第28条 受注者は、本業務の結果を報告書にとりまとめし、発注者に提出するものとする。

(打合せ)

第29条 本業務を実施するにあたり、発注者と受注者の双方で協議を実施するものとする。

- 2 協議は、初回・中間・最終とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。
- 3 協議結果は、記録簿に整理するものとし、発注者と受注者の双方にて保管するものとする。

第4章 納入成果品

(納入成果品)

第30条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 公図の仮配置地図 | 1 式 |
| (2) 不一致一覧表 | 1 式 |
| (3) 森林境界推定図 | 1 式 |
| (4) 公図配置検証図 | 1 式 |
| (5) 登記簿地積検証図 | 1 式 |
| (6) 業務報告書 | 1 式 |
| (7) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| (8) 各種電子データ及び QGIS プロジェクトファイル | 1 式 |
| (9) その他、発注者が必要と認めたもの | 1 式 |

令和 7 年度
高知県森林境界明確化支援委託業務
第 2 号（土佐市）

特記仕様書
(案)

高 知 県

令和 7 年 5 月

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、高知県（以下「発注者」という）が委託するリモートセンシング技術を用いた森林境界明確化支援委託業務（以下「本業務」という）に適用するものである。

(目 的)

第2条 平成28年5月の森林法の一部改正において、森林所有者や境界の明確化に向けた取り組みの一つとして、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設された。さらに、森林経営管理法の施行により森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による市町村が主体となった森林の経営管理が進められているところである。その中で、林地台帳および地図の精度向上は喫緊の課題となっている。

本業務は、リモートセンシング技術の活用によって、境界明確化事業や国土調査の基礎資料として利用を期待する「森林境界推定図」を作成し、市町村が行う森林経営管理事業、林業事業者が行う施業集約化の取り組みの推進を図ることを目的とする。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備	1 式
(2) 資料収集整理	1 式
(3) 小字界の作成及び公図の仮配置	1 式
(4) 森林境界推定図の作成	1 式
(5) 各種照合	1 式
(6) 公図配置および登記簿地積の検証	1 式
(7) 成果品作成	1 式
(8) 成果説明の実施	1 式
(9) 報告書作成	1 式
(10) 打合せ	1 式

(準拠法令等)

第4条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林法
- (2) 森林法施行令
- (3) 森林法施行規則
- (4) 測量法
- (5) 測量法施行令

- (6) 測量法施行規則
- (7) 国土交通省公共測量作業規程の準則
- (8) 林野庁測定規程
- (9) 地理空間情報活用推進基本法
- (10) 個人情報の保護に関する法律
- (11) 森林経営管理法
- (12) 森林経営管理法施行令
- (13) 森林経営管理法施行規則
- (14) 森林経営管理制度に係る事務の手引
- (15) 地籍調査作業規程準則
- (16) リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル
- (17) 航測法を用いた地籍調査の手引
- (18) 不動産登記法
- (19) その他関係法令など

※関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用する。

ただし、発注者の承諾を得た場合又は指示を受けた場合は、この限りではない。

(業務指示)

第5条 本業務を実施するにあたり、受注者は当該契約に基づき発注者と綿密な連絡を取り、その指示を受けなければならない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本業務における技術者として、次の者を配置しなければならない。

(1) 業務責任者

- ・ G I Sを利用した土地境界の確定・推定に関する実務経験を有するもの

(業務計画)

第7条 業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、着手届、工程表並びに本業務を統括する者を管理技術者として専任し、発注者に提出しなければならない。

(関係官公署への手続き等)

第8条 受注者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、発注者と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

(作業状況の報告)

第9条 受注者は、本業務の各工程が終了する毎に、作業状況及び作業内容を報告し、次の工程に進むものとする。

(諸事故の処理)

第10条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

(成果品の検査)

第11条 受注者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を準備し、業務技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

(成果品の帰属)

第12条 本業務における成果品の帰属は、すべて発注者とする。受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(損害賠償及び瑕疵担保)

第13条 受注者は、業務完了後といえども、受注者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なお、これに要する経費は、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第14条 受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。

2 本業務が完了した後、又は契約が解除された後においても、同様に以下の事項を遵守するものとする。

(1) 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

(2) パソコン等使用時の措置

① パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードにより業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

② 入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。

(3) 個人情報等の保管方法

発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。

(4) 個人情報等の受け渡し

個人情報等の移動は、安全及び確実な方法で行うこと。

(5) 業務従業者の教育・指導

本業務を履行するにあたり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、受注者は業務従事者の教育及び指導を徹底すること。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、ISO/IEC27001（以下、「ISO27001」とする。）及び JISQ15001 の認証取得事業者であることとし、貸与資料、納入成果（中間成果物を含む）等における個人情報に関わるデータの取扱にあたっては、ISO27001 の認証基準及び JISQ15001 認定基準に従い、情報漏洩がないよう対策を講じることとする。なお、受注者は、登録証明として、業務着手時に ISO27001 認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとする。

(疑義)

第16条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(納期)

第17条 本業務の納期は、令和8年2月27日とする。なお、納期内であっても本業務の内完成した成果品については提出を求める場合がある。

(納入場所)

第18条 本業務における成果品の納入場所は高知県とする。

第2章 業務範囲

(業務対象)

第19条 本業務の対象範囲（以下「調査区域」という）は以下のとおりとする。

(1) 数量（調査区域）

1 式（土佐市 塚地地区 100ha 程度、出間地区 300ha 程度 計 400ha 程度）

※1 塚地地区と出間地区は隣接していない。

※2 塚地地区の優先実施を想定している。

(2) 調査区域の概略 ※参考情報

塚地地区 登記簿上の地積計 175ha（実測 400ha 程度）筆数 3,665 筆

（うち地籍・境界明確化済み 実測 300ha 程度）

出間地区 登記簿上の地積計 185ha 筆数 3,746 筆

第3章 業務内容

(計画準備)

第20条 受注者は、本業務を実施するにあたり、実施計画書および工程表を作成し、発注者の承認を得るものとする。

- 2 業務の実施中に、作業要領などが変更となった場合には、実施計画書を適宜修正するとともに発注者の承認を得るものとする。

(資料収集整理)

第21条 本業務を遂行するにあたり、発注者は受注者に次の各号に掲げる資料を貸与するものとする。また、市町村保有分については市町村と協議の上で貸与をする。受注者は貸与資料の取り扱いについて十分に注意し、破損、汚損のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。

【県保有】

- (1) 平成30年度航空レーザ測量解析成果品
微地形表現図（赤色立体地図、CS立体図）
傾斜区分図
レーザ林相図
- (2) 森林基本図・森林計画図・森林簿
- (3) 航空写真（1966年 県全域）※以降は部分的に年度違いで保有。該当あれば利用可能。

【市町村保有】

- (4) 林地台帳地図
- (5) 字図

【別途収集】

- (6) 法務局地図（公図、データ、登記簿データ）※H28、R6は県保有データ利用可能。
- (7) その他必要と判断されるもの

(小字界の作成および公図の仮配置図)

第22条 字図を利用して、背景地図上に小字界および小字名称を作成するものとする。

- 2 小字界については面データとし属性情報は小字コード、小字名称とする。
- 3 公図の仮配置には、前段の小字界およびオルソ画像ならびに微地形表現図などを利用して、小字単位でおおむねの公図の仮配置するものとする。

(森林境界推定図の作成)

第23条 前条で仮配置した公図および各種リモートセンシングデータを参照して、地理情報システム（GIS）を利用して境界および地番を編集するものとする。このとき、現地確認や森林所有者との調整は想定しない。

2 森林境界推定図の作成は、次の項目に留意するものとする。

- (1) 境界は、所有者界ではなく筆界で編集する。
- (2) 調査区域の隣接部に地籍調査事業、境界明確化事業ならびに国有林の状況などを確認する。
- (3) 境界の位置および形状は等高線、微地形表現図の尾根線・谷線ならびに林道、作業道、耕地界、樹種界、樹高界などを基に編集する。
- (4) 地積測量図が存在する筆は、地積測量図を優先して配置する。

(各種照合)

第24条 前条までに作成した森林境界推定図に対して公図・登記情報と照合し、不一致一覧表として発注者に提出および説明し、不一致の状況および検証結果について発注者の了解を得るものとする。

不一致の区分項目は、以下一覧表のとおりとする。

- (1) 森林境界推定案にあつて登記に無い地番
- (2) 登記にあつて森林境界推定案に無い地番
- (3) 重複する地番
- (4) 無番地

(公図配置および登記簿地積の検証)

第25条 公図の筆の隣接関係および登記簿の地積について、森林境界推定図と比較を行い、検証を実施する。検証を行う項目は以下のとおりとする。

- (1) 公図の筆の隣接関係と森林境界推定案の筆の隣接関係の検証結果を図面で可視化した公図配置検証図の作成を行う。本項目は、不動産登記法 123 条 1 号「筆界の定義」に基づく検証を行うが、表題登記の無い土地同士の隣接についても併せて検証する。

【検証項目】

- (ア) 公図に対して森林境界推定案で既存の境界を正確に復元していること。
- (イ) 公図に対して森林境界推定案で新たな境界を創設していないこと。
- (ウ) 公図に対して森林境界推定案で新たな筆を創設していないこと。
- (2) 登記簿地積と森林境界推定図の図形面積の割合を可視化した登記簿地積検証図の作成するものとする。

(成果品作成)

第26条 受注者は、本業務で整備する各種データを納品用の成果品としてとりまとめるものとする。作成した森林境界推測図については、表 1 に示すデータ定義に則り取りまとめるものとする。

また、森林境界推測図及び貸与する各種データは、本業務で作成する QGIS プロジェクトファイル形式に取りまとめるものとし、凡例は表 2 に準じたものとする。

データ形式：SHAPE	属性名称	タイプ	長さ、 全桁数等	備考
ポリライン	flg	Short	2	
ポイント・ポリゴン	大字	String	50	
	小字	String	50	
	法務局地番	String	254	
	地番	String	254	
	登記地目	String	254	
	登記地積	String	254	
	登記名義人	String	254	
	所在	String	254	
	管理番号	String	254	
	ZKK	String	254	対象図郭を記載
	FLG	Short	2	該当番号を記載(※)

表 1 境界推定図のデータ定義

	1. 14条地図、地積測量図(公共)、国有林
	2. 地積測量図(任意)
	3. 地積測量図(三斜)
	4. 微地形表現図
	5. 林相識別図
	6. 空中写真
	7. 旧空中写真
	8. 現地精通者へのヒアリング
	9. 土地所有者等へのヒアリング
	10. 現地測量結果
	11. 境界不明
	12. 公園
	13. 残地
	14. その他境界資料
	15. 同意済
	16. 未取得
	17. 未取得(本業務対象外)

表 2 凡例

(成果説明の実施)

第27条 受注者は、発注者の指示を受けて、発注者が指定する相手方（市町村林務担当課及び森林組合を想定）に対し、前条までに作成した QGIS プロジェクトファイルを用いて、森林境界推定図の取り扱いの説明を行うものとする。

(報告書作成)

第28条 受注者は、本業務の結果を報告書にとりまとめし、発注者に提出するものとする。

(打合せ)

第29条 本業務を実施するにあたり、発注者と受注者の双方で協議を実施するものとする。

- 2 協議は、初回・中間・最終とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。
- 3 協議結果は、記録簿に整理するものとし、発注者と受注者の双方にて保管するものとする。

第4章 納入成果品

(納入成果品)

第30条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 公図の仮配置地図 | 1 式 |
| (2) 不一致一覧表 | 1 式 |
| (3) 森林境界推定図 | 1 式 |
| (4) 公図配置検証図 | 1 式 |
| (5) 登記簿地積検証図 | 1 式 |
| (6) 業務報告書 | 1 式 |
| (7) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| (8) 各種電子データ及び QGIS プロジェクトファイル | 1 式 |
| (9) その他、発注者が必要と認めたもの | 1 式 |

令和 7 年度
高知県森林境界明確化支援委託業務
第 3 号（宿毛市）

特記仕様書
(案)

高 知 県

令和 7 年 5 月

第1章 総則

(適用範囲)

第1条 本仕様書は、高知県（以下「発注者」という）が委託するリモートセンシング技術を用いた森林境界明確化支援委託業務（以下「本業務」という）に適用するものである。

(目的)

第2条 平成28年5月の森林法の一部改正において、森林所有者や境界の明確化に向けた取り組みの一つとして、市町村が統一的な基準に基づき、森林の土地の所有者や林地の境界に関する情報などを整備・公表する林地台帳制度が創設された。さらに、森林経営管理法の施行により森林経営管理法に基づく森林経営管理制度による市町村が主体となった森林の経営管理が進められているところである。その中で、林地台帳および地図の精度向上は喫緊の課題となっている。

本業務は、リモートセンシング技術の活用によって、境界明確化事業や国土調査の基礎資料として利用を期待する「森林境界推定図」を作成し、市町村が行う森林経営管理事業、林業事業者が行う施業集約化の取り組みの推進を図ることを目的とする。

(業務概要)

第3条 本業務の概要は、以下のとおりとする。

(1) 計画準備	1 式
(2) 資料収集整理	1 式
(3) 小字界の作成及び公図の仮配置	1 式
(4) 森林境界推定図の作成	1 式
(5) 各種照合	1 式
(6) 公図配置および登記簿地積の検証	1 式
(7) 成果品作成	1 式
(8) 成果説明の実施	1 式
(9) 報告書作成	1 式
(10) 打合せ	1 式

(準拠法令等)

第4条 本業務は、委託契約書及び本仕様書によるほか、次の関係法令等に基づき実施する。

- (1) 森林法
- (2) 森林法施行令
- (3) 森林法施行規則
- (4) 測量法
- (5) 測量法施行令

- (6) 測量法施行規則
- (7) 国土交通省公共測量作業規程の準則
- (8) 林野庁測定規程
- (9) 地理空間情報活用推進基本法
- (10) 個人情報の保護に関する法律
- (11) 森林経営管理法
- (12) 森林経営管理法施行令
- (13) 森林経営管理法施行規則
- (14) 森林経営管理制度に係る事務の手引
- (15) 地籍調査作業規程準則
- (16) リモートセンシング技術を用いた山村部の地籍調査マニュアル
- (17) 航測法を用いた地籍調査の手引
- (18) 不動産登記法
- (19) その他関係法令など

※関係法令等が履行期間中に変更となった場合は、最新版を適用する。

ただし、発注者の承諾を得た場合又は指示を受けた場合は、この限りではない。

(業務指示)

第5条 本業務を実施するにあたり、受注者は当該契約に基づき発注者と綿密な連絡を取り、その指示を受けなければならない。

(業務責任者)

第6条 受注者は、本業務における技術者として、次の者を配置しなければならない。

(1) 業務責任者

- ・ G I Sを利用した土地境界の確定・推定に関する実務経験を有するもの

(業務計画)

第7条 業務着手前に本仕様書に基づき、工程毎の業務方法及び内容についての計画を立案し、業務計画書、着手届、工程表並びに本業務を統括する者を管理技術者として専任し、発注者に提出しなければならない。

(関係官公署への手続き等)

第8条 受注者は、本業務実施のために関係官公署への手続等が必要な場合は、発注者と協議の上、その指示を受けて迅速に処理を行うものとする。また、関係官公署等に対して交渉を要するとき又は交渉を受けたときは遅滞なくその旨を発注者に申し出て協議を行い、その指示に従うものとする。

(作業状況の報告)

第9条 受注者は、本業務の各工程が終了する毎に、作業状況及び作業内容を報告し、次の工程に進むものとする。

(諸事故の処理)

第10条 受注者は、本業務実施中に生じた諸事故や第三者に与えた損害について、受注者の責任において解決するとともに、発生原因、経過、損害の内容を速やかに発注者へ報告しなければならない。

(成果品の検査)

第11条 受注者は、検査を受ける場合には、あらかじめ成果品並びに関係資料等を準備し、業務技術者が立会いの上、検査を受けなければならない。

(成果品の帰属)

第12条 本業務における成果品の帰属は、すべて発注者とする。受注者は発注者の許可なく使用、流用してはならない。

(損害賠償及び瑕疵担保)

第13条 受注者は、業務完了後といえども、受注者の過失又は疎漏等に起因する不良箇所が発見された場合は、速やかに成果品の訂正・補足をしなければならない。なお、これに要する経費は、受注者の負担とする。

(守秘義務)

第14条 受注者は、本業務の遂行上知り得た事柄を、第三者に漏らしてはならない。

2 本業務が完了した後、又は契約が解除された後においても、同様に以下の事項を遵守するものとする。

(1) 作業を行う部屋の特定制と室外持出禁止作業を行う部屋は固定し、入室管理及び施錠できること。

(2) パソコン等使用時の措置

① パソコンを使用する場合は、ID 又はパスワードにより業務従事者のみがデータ入力及び閲覧できる措置を講じること。

② 入力した個人情報等は、本業務後に確実に消去すること。

(3) 個人情報等の保管方法

発注者から貸与された個人情報等は、鍵のかかるロッカー等に保管すること。

(4) 個人情報等の受け渡し

個人情報等の移動は、安全及び確実な方法で行うこと。

(5) 業務従業者の教育・指導

本業務を履行するにあたり、発注者が求める守秘義務に万全を尽くすように、受注者は業務従事者の教育及び指導を徹底すること。

(個人情報の保護)

第15条 受注者は、ISO/IEC27001（以下、「ISO27001」とする。）及び JISQ15001 の認証取得事業者であることとし、貸与資料、納入成果（中間成果物を含む）等における個人情報に関わるデータの取扱にあたっては、ISO27001 の認証基準及び JISQ15001 認定基準に従い、情報漏洩がないよう対策を講じることとする。なお、受注者は、登録証明として、業務着手時に ISO27001 認証登録証の写し及びプライバシーマーク登録証の写しを提出するものとする。

(疑義)

第16条 本仕様書に記載のない事項及び疑義が生じた場合は、発注者と受注者が協議の上、発注者の指示に従い業務を遂行するものとする。

(納期)

第17条 本業務の納期は、令和8年2月27日とする。なお、納期内であっても本業務の内完成した成果品については提出を求める場合がある。

(納入場所)

第18条 本業務における成果品の納入場所は高知県とする。

第2章 業務範囲

(業務対象)

第19条 本業務の対象範囲（以下「調査区域」という）は以下のとおりとする。

(1) 数量（調査区域）

1 式（宿毛市平田町黒川地区及び戸内地区のうち、久礼の川地区森の工場区域及びその周辺の計 400ha 程度）

※1 平田町黒川地区と戸内地区は隣接している。

※2 久礼の川地区森の工場区域は両地区にまたがって設定されている。

(2) 調査区域の概略 ※参考情報

平田町黒川地区 登記簿上の地積計 1,504ha 筆数 6,669 筆

平田町戸内地区 登記簿上の地積計 1,575ha 筆数 9,649 筆

第3章 業務内容

(計画準備)

第20条 受注者は、本業務を実施するにあたり、実施計画書および工程表を作成し、発注者の承認を得るものとする。

- 2 業務の実施中に、作業要領などが変更となった場合には、実施計画書を適宜修正するとともに発注者の承認を得るものとする。

(資料収集整理)

第21条 本業務を遂行するにあたり、発注者は受注者に次の各号に掲げる資料を貸与するものとする。また、市町村保有分については市町村と協議の上で貸与をする。受注者は貸与資料の取り扱いについて十分に注意し、破損、汚損のないよう慎重に取り扱わなければならない。また、貸与された資料等については、発注者の許可なく複製してはならず、本業務以外での利用を禁止する。本業務完了後は速やかに発注者に貸与資料を返却しなければならない。

【県保有】

- (1) 平成30年度航空レーザ測量解析成果品
微地形表現図（赤色立体地図、CS立体図）
傾斜区分図
レーザ林相図
- (2) 森林基本図・森林計画図・森林簿
- (3) 航空写真（1966年 県全域）※以降は部分的に年度違いで保有。該当あれば利用可能。

【市町村保有】

- (4) 林地台帳地図
- (5) 字図

【別途収集】

- (6) 法務局地図（公図、データ、登記簿データ）※H28、R6は県保有データ利用可能。
- (7) その他必要と判断されるもの

(小字界の作成および公図の仮配置図)

第22条 字図を利用して、背景地図上に小字界および小字名称を作成するものとする。

- 2 小字界については面データとし属性情報は小字コード、小字名称とする。
- 3 公図の仮配置には、前段の小字界およびオルソ画像ならびに微地形表現図などを利用して、小字単位でおおむねの公図の仮配置するものとする。

(森林境界推定図の作成)

第23条 前条で仮配置した公図および各種リモートセンシングデータを参照して、地理情報システム（GIS）を利用して境界および地番を編集するものとする。このとき、現地確認や森林所有者との調整は想定しない。

2 森林境界推定図の作成は、次の項目に留意するものとする。

- (1) 境界は、所有者界ではなく筆界で編集する。
- (2) 調査区域の隣接部に地籍調査事業、境界明確化事業ならびに国有林の状況などを確認する。
- (3) 境界の位置および形状は等高線、微地形表現図の尾根線・谷線ならびに林道、作業道、耕地界、樹種界、樹高界などを基に編集する。
- (4) 地積測量図が存在する筆は、地積測量図を優先して配置する。

(各種照合)

第24条 前条までに作成した森林境界推定図に対して公図・登記情報と照合し、不一致一覧表として発注者に提出および説明し、不一致の状況および検証結果について発注者の了解を得るものとする。

不一致の区分項目は、以下一覧表のとおりとする。

- (1) 森林境界推定案にあつて登記に無い地番
- (2) 登記にあつて森林境界推定案に無い地番
- (3) 重複する地番
- (4) 無番地

(公図配置および登記簿地積の検証)

第25条 公図の筆の隣接関係および登記簿の地積について、森林境界推定図と比較を行い、検証を実施する。検証を行う項目は以下のとおりとする。

- (1) 公図の筆の隣接関係と森林境界推定案の筆の隣接関係の検証結果を図面で可視化した公図配置検証図の作成を行う。本項目は、不動産登記法 123 条 1 号「筆界の定義」に基づく検証を行うが、表題登記の無い土地同士の隣接についても併せて検証する。

【検証項目】

- (ア) 公図に対して森林境界推定案で既存の境界を正確に復元していること。
- (イ) 公図に対して森林境界推定案で新たな境界を創設していないこと。
- (ウ) 公図に対して森林境界推定案で新たな筆を創設していないこと。
- (2) 登記簿地積と森林境界推定図の図形面積の割合を可視化した登記簿地積検証図の作成するものとする。

(成果品作成)

第26条 受注者は、本業務で整備する各種データを納品用の成果品としてとりまとめるものとする。作成した森林境界推測図については、表 1 に示すデータ定義に則り取りまとめるものとする。

また、森林境界推測図及び貸与する各種データは、本業務で作成する QGIS プロジェクトファイル形式に取りまとめるものとし、凡例は表 2 に準じたものとする。

データ形式：SHAPE	属性名称	タイプ	長さ、 全桁数等	備考
ポリライン	flg	Short	2	
ポイント・ポリゴン	大字	String	50	
	小字	String	50	
	法務局地番	String	254	
	地番	String	254	
	登記地目	String	254	
	登記地積	String	254	
	登記名義人	String	254	
	所在	String	254	
	管理番号	String	254	
	ZKK	String	254	対象図郭を記載
	FLG	Short	2	該当番号を記載(※)

表 1 境界推定図のデータ定義

	1. 14条地図、地積測量図(公共)、国有林
	2. 地積測量図(任意)
	3. 地積測量図(三斜)
	4. 微地形表現図
	5. 林相識別図
	6. 空中写真
	7. 旧空中写真
	8. 現地精通者へのヒアリング
	9. 土地所有者等へのヒアリング
	10. 現地測量結果
	11. 境界不明
	12. 公園
	13. 残地
	14. その他境界資料
	15. 同意済
	16. 未取得
	17. 未取得(本業務対象外)

表 2 凡例

(成果説明の実施)

第27条 受注者は、発注者の指示を受けて、発注者が指定する相手方（市町村林務担当課及び森林組合を想定）に対し、前条までに作成した QGIS プロジェクトファイルを用いて、森林境界推定図の取り扱いの説明を行うものとする。

(報告書作成)

第28条 受注者は、本業務の結果を報告書にとりまとめし、発注者に提出するものとする。

(打合せ)

第29条 本業務を実施するにあたり、発注者と受注者の双方で協議を実施するものとする。

- 2 協議は、初回・中間・最終とするが、必要に応じて適宜実施するものとする。
- 3 協議結果は、記録簿に整理するものとし、発注者と受注者の双方にて保管するものとする。

第4章 納入成果品

(納入成果品)

第30条 本業務の成果品は、次のとおりとする。

- | | |
|-------------------------------|-----|
| (1) 公図の仮配置地図 | 1 式 |
| (2) 不一致一覧表 | 1 式 |
| (3) 森林境界推定図 | 1 式 |
| (4) 公図配置検証図 | 1 式 |
| (5) 登記簿地積検証図 | 1 式 |
| (6) 業務報告書 | 1 式 |
| (7) 打合せ記録簿 | 1 式 |
| (8) 各種電子データ及び QGIS プロジェクトファイル | 1 式 |
| (9) その他、発注者が必要と認めたもの | 1 式 |